

# 加賀の御国染について

片 岸 博 子

## はじめに

加賀の御国染といえば所謂加賀友禅を指すと一般に考えられているが、歴史的にみるとそれほど単純ではない。友禅染と加賀友禅の関係も明確に解明されているわけではない。加賀友禅という呼称自体、大正時代以降のもので、江戸時代には使われていない。また、小袖雛形本などに加賀染という名称は散見するが、御国染という名称はあまり一般的なものではない。加賀の御国染の実体は何か。江戸時代の染色研究の一環として、呼称の整理をするなかで明らかにしたい。

## 1. 梅 染

大永8年（1528）伊勢下総守貞順による故実書『宗五大艸紙』<sup>1)</sup>には将軍の御服として「加賀梅染」が「しいなつむぎ」「遠江茜」と並んで記されており、加賀で染められた梅染が優れた特産品であったことが知られる。

また同書には、梅染の小袖が昔から廃れることなく流行っており、特に美しく染めた梅染小袖は、若者にも女房にも似合って良いものであると書かれている。さらに、男物帷子の色としても、白について梅染が年齢を問わず良いものであると記されており、室町時代には、身分の上下・性別・年齢・服種を問わず梅染が好み用いられていたことが窺われる。

梅の幹材を煎じて染料とし始めた時期は確定できないが、室町上期写しとされる『雑書集』<sup>2)</sup>には下記のように二通りの技法が記されている。

### 梅染伝

梅木ヲ煎テハリノ木ヲ折テ入テ三度引テ 後ニ石灰ヲ立テ ウハスミヲ一シヲ引 黒  
梅ハ石灰ヲ引テ 其上ニカラハイノアクニテトカノ木ヲ煎テ 四入ハカリ引 ソノ上ニ  
イシハイノアクニ入引 其上ニ椿ノハイノ上ニ石灰ヲ 茶五服ホトハカリ置テタレテニ  
入引

### 梅染口伝 信貴北室伝

梅木コマカニワリ二百文目ハカリニ 水五升入 二升五合ニ煎テ ハリノ木二百文目  
ヲ梅ノシルヘ入テアワセンシ 石灰茶一服ホト入サマシテ布ニ引也 五返ハカリ引テ

其後柿シブヲ一返引テ 其上ニ付カ子ヲ一返引 若黒マスハシブヘカ子ヲ入テ引 茶三  
服ホト入引也 其後椿ノアクヲ引也 其後水ニフリ上ム也 穴賢秘スヘシ

この『雑書集』は種々雑多の書き込みの記録で、その一部に梅染・柿染・クリソメ・唐茶・黄茶・黒茶・青茶の染めの法の記載がある。記事内容からみて寺院に伝わる染色法を記したものと考えられる。ただし加賀地方と直接かかわるものではない。

2つの染法には少し違いがあるが、梅の木の煎汁に榛の木を混入したもので染め石灰媒染するのが梅染の基本のようである。この染色法の詳細な検討は稿を改めたいと考えるが、先の染法の中に「黒梅」についても記されていることに注目しておきたい。

「梅染」の語が確認できる史料で、年代が特定できる最も古い例は、『満済准后日記』(醍醐寺座主満済の日記) 永享3年(1431)正月7日の条<sup>3)</sup>の、献上された衣服(小袖か)一重ねの色としての記録であるが、その後も『蜷川親元日記』や『殿中申次記』にも武家装束の色として「梅染」の記録がみられる。そして前述の『宗五大艸紙』にみると、室町時代の終わりごろには、小袖や帷子にも年齢性別を問わず広く「梅染」が用いられる状況が生まれ、そのなかで加賀の「梅染」が、特に優れた染色品としての地位を築いてきたのではないかと思われる。しかし、これを「御国染」と称した形跡はみられない。

宝暦13年(1763)から天明4年(1784)伊勢貞丈著の故実書『貞丈雑記』卷之三小袖類之部には「加賀梅そめと云ふは加賀国より出づる梅染の絹也梅染とは梅やしぶと云ふ物にて染むる也赤き色に黄みある色也」<sup>4)</sup>と、『宗五大艸紙』などに記された加賀梅染を考証して、梅屋渋で染めた黄みの赤色であるとしている。

## 2. 黒梅染

『宗五大艸紙』には「すはうのひもかはの事。黒梅小紋の付たる紀伊国革可然由申候。金仙寺ハ黒梅被用候し。」<sup>5)</sup>と記され、素襖の革紐には紀伊の國の「黒梅小紋」がよいとされていたようである。

『宗五大艸紙』より120年余りのち、正保2年(1645)刊とされる俳諧書『毛吹草』卷第四<sup>6)</sup>には、諸国の名物として「山城 梅染」・「加賀 黒梅染」が記載されている。さらにそれより40年ほど後、金沢藩主前田綱紀が「梅染」について下問した際に、金沢城下の染職人たちが上書した答申書が数通残されており、興味深い事実が窺われる。

### 御尋に付申上候<sup>7)</sup>

1. 御国梅染之義、紺屋中之内存之者有之候は、色合又は染様之義御尋被為成候、先年より梅染と申名は及承申候へ共、終染申義無御座候、併御国黒染を黒梅染と申候、惣而下染を罷仕候而仕上を梅之木せんじ染申候へば勾能御座候、其故黒梅染と申ならはし候様に奉存候、別に梅染と申義は私共不奉存候 以上

貞享元年六月二十一日

棟取 與助 印

(以下紺屋15名連署)

上坂勘六郎殿

すなわち、江戸時代のはじめ頃、加賀の国の染色の専門家である紺屋たちが、「御国梅染」や「梅染」の名称を聞いたことはあるが染めたことがなく知らないこと、そして「御国黒染」を「黒梅染」といい、これは下染めをしたのち梅の木の煎じ汁で染めれば、匂いがよく「黒梅染」と言い習わしていることが知られる。

他方、「梅染」を知る染職人たちもあり、彼らの答申書によると、梅皮に榛の木の皮を加えて赤い色に染めるのが「梅染」で、梅皮ばかりで染め上げるとかわらけ色になるが、これも「梅染」という。これらはいずれも媒染剤について触れていないが、おそらく石灰や灰汁・鉄漿などが併用されていると思われる。次の答申書からそのことが窺えよう。

御尋に付申上候<sup>8)</sup>

1. 梅染之義第一梅木之皮に而染申候、あくの遺用を以、品々色を染わけ申候、私義梅染能奉存候 以上

貞享元年六月二十二日 安江木町七高屋こんや 次郎右衛門 印  
町御奉行所

先の紺屋棟取與助は、もう1通下記のような答申書を提出している。

就御尋申上候<sup>9)</sup>

1. 御国梅染之義、夜前御尋被為成に付、何も紺屋中町御会所へ罷出詮儀仕候得共、慥成義存候者無御座候故、其段御請上申候、然ば先年大納言様御代より染物被仰付候館紺屋新五と申者、今年七十三歳に罷成、身代おとろへ大樋町末に罷在候故、私罷越、新五に様子相尋申候へば新五申候は、先年梅染はくり色に御座候へ共、色合黒み御好被遊候付黒みを付染上候へば、一段応御意申候故、其以後は黒梅染と申來候由、新五物語仕候、然共御染物之義は、唯今は黒梅染を御国染と申候、則新五方に大納言様・古肥前様・中納言様御代々御書數通所持仕候、則御書も黒梅染之御文言御座候、右書私方に預り置申候 以上

貞享元年六月二十二日 こんや棟取 與助 印

先代藩主の時代から染物の御用職人であった館紺屋新五という老人からの聞き取りによると、「梅染」は栗色であったが、先代藩主の好みにしたがって黒みをかけた梅染を染め

た結果、藩主の気に入り、それ以後「黒梅染」と称するようになり、現在は「黒梅染」を「御国染」という、新五方には藩主からの書状が数通あり、それにも「黒梅染」の文言が認められると報告している。

また当の館紺屋新五からも、次のような答申書<sup>10)</sup>が提出されている。

1. 昔より申伝候梅染之義、第一布を染申由承及申候、絹羽二重など之梅染之義は、以前は承及不申候、併唯今は絹羽二重にても自由に染可申旨と奉存候
  1. 御先代様御意に而、私親新五に梅染にくろみを懸候様に被為仰付染上候段せがれ之時分承申候、地は何に而御座候哉、其段は覚不申候
  1. 御国之黒梅染布を染候事終無御座候、唯今被為仰付候は如何様に染上可申候 以上
- 子（貞享元年）六月二十四日 館紺屋 新五 印  
町御会所

これにより、昔の「梅染」は布に染めるもので絹には染めなかつたが、貞享の頃には絹羽二重にも自由に染めるようになつてゐることや、先代藩主の要望で先代の新五が染めるようになった「黒梅染」が、何地に染めたものか分からぬこと、当の新五が「御国の黒梅染」の布を染めることがなかつたということがわかる。

以上の史料から、江戸時代の前期に、加賀の地で「御国梅染」「御国黒染」「御国染」の呼称が使われていたことが確認できる一方で、かつて加賀の特産であった「梅染」がすでに行われなくなつており、「黒梅染」が主流となつてゐるらしいこと、そしてそれが、藩主の好みに応じたところから始まつたらしいことがわかる。

「御国染」の呼称は、加賀国内で自分たちの染色を指して使つてゐたものが、のちに有名になり固有名詞的な使われ方をするようになつてゐたのではなかろうか。また、布に染めるものであつたといふ「梅染」は、「茶染」もそうであつたように、庶民染色としての出自を持つものだつたのではないかだろうか。

早く室町時代から「梅染」「黒梅染」に使用されていたことが確認できた、梅の木の煎汁に榛の木を加えた汁は、江戸時代には梅屋渋・梅渋・梅汁などと呼ばれ、市中を売り歩く商人がおり、彼らを梅渋屋・梅屋と呼んだ。江戸時代の染色技法書をみると、梅汁は、いろいろな茶色を染めるのによく使用されており、茶色染色の主要染料でもある。

昭和10年頃の梅渋屋「梅彦」当主からの聞き取りによると、梅渋の製法は次のようなものである。

梅の幹材（赤みの部分）を細かに割つて水に入れ、1～2時間煮沸煎出した後、その液を細かにした榛皮にかけ約2時間放置する。同様にして2番液を取り、3回目に榛皮を梅材中に混入して煎じ、1, 2番の液と合わせてさらに煮詰める。

### 3. 加賀染・加賀紋

貞享4年（1687）刊の小袖雑形本『源氏ひなた』<sup>11)</sup>には、当時行われていた様々な染色の名称が記載されているが、友禅染・伊達染・沙室染・吉岡染・茶屋染など27種類のうちの一つに「加賀染」の名がみられる。

江戸時代にさかんに出版された小袖雑形本には、衣桁にかけたような形の小袖に文様が描かれるとともに、文様の名称・染めの名称・色・加工技法などが書き込まれているが、それらの中に、「かが染」「本かが染」「本かがそめゆふせん」「かが上絵」「加賀伝受染」などの語が散見される。いずれも大柄な模様染めである。

時代は降るが、嘉永6年（1853）の『守貞謹稿』には次のような記述がある。

#### 加賀染<sup>12)</sup>

加賀絹の無地、黒染、五所紋染を専らとす。五所紋、家々の定紋に係はらず、立田川に楓、あるひは雪月花等、常の紋の大きさに種々の彩色染にする。男女、羽折・衣服にもこれを用ふ。定紋も求めに応じてこれを製すなり。上輩士民往々これを用ふのみ。

これは加賀紋のある黒梅染を指しているようである。家紋にかかわりなく、立田川に楓や雪月花などを彩色染にしたものを、五つ紋とするという。男女ともに、身分の高い武士や庶民が使用するようである。

さらに、衣服の紋の説明をする中で、次のように記されている。

また加賀染には彩色を交ゆるなり。白もあり。加賀のほかに定紋に彩あること更にこれなし。また衣服五所には累世の定紋を描くに、加賀染のみ種々風流の物を描きて、家紋にあらざるもこれを着すを恥ぢず。また拝領の服は自紋にあらざれども憚らず。けだし上下拝領物を着すには衣服自紋、衣服拝領を着す時は上下自紋を用ふを法とす。上下・衣服ともに拝領の同紋を用ふことこれなし。<sup>13)</sup>

現在に残されている、家紋の周りに彩色絵をほどこした加賀紋、あるいは、家紋を入れず風流な文様のみの紋を称して「加賀染」としている。

また染色の説明の中に次の記述がある。

#### 加賀梅染<sup>14)</sup>

加賀の梅や渋と云ふ物をもって絹を染めたるなり。赤に黄を兼ねたる色なり云々、とある書に云へり。今もこれあるか。今はかが染と云ひて黒染絹を名物とす。

ここにいうある書とは先にみた『貞丈雑記』を指すのであるが、梅染から黒梅染へと移

行した江戸時代前期の状況が、幕末まで続いており、その黒染の絹を「かが染」と呼んでいるようである。

以上のように、「加賀染」は黒染の加賀絹に彩色紋のついたものを指しているようでもあり、彩色紋そのものを指しているようでもあって、判然としがたいが、少なくともここでは「加賀紋」とは呼んでいない。

「加賀紋」の語はこれ以前のいくつかの史料にみられ、元禄13年（1700）刊の『常盤ひいなかた』には「加賀のよせ紋」として20図が載せられている。また、享保17年（1722）刊とされる『万金産業袋』巻之四京染仕入物類に、紋の図とともに「かが絹を黒にして此類の紋にゆふぜん小色を入れ染置、是をかがもん共御国紋ともいふ」<sup>15)</sup> の説明があり、「かが紋」「御国紋」の語が確認できる。

花岡慎一氏の研究<sup>16)</sup>によると、我々が日常よく目にする白抜きの家紋の周りに、美しく彩色した松竹梅や鶴亀などを配した華やかな加賀紋の遺品や図案見本帖が、現在に残されているようであるが、これらを江戸時代には「加賀染」とも「加賀紋」とも称したのであろう。ほとんどが江戸時代後期以降のものと目されているこれらの加賀紋の遺品にみられる技法は、糸目糊で輪郭を描き鮮やかなぼかしの挿し色を施す、友禅染技法そのものである。

## まとめ

以上みてきたように、梅染も黒梅染も中世以来広く行われていたが、加賀で染められた梅染が、なかでも優れたものとして好まれ、次第に有名になっていったようである。しかし、江戸時代の初め頃、加賀の地においては梅染はほとんど行われず、黒梅染が主流となり、御国黒染とも御国染とも呼ばれた。梅染は黄みの赤茶色と考えられるが、黒梅染は梅染に鉄媒染した黒色である。

これらが小袖のみに限られた染色とはいえないが、時代は身分の上下を問わず小袖が中心になる頃である。辻が花染をはじめ華やかな模様染めが盛んになるなかで、黒梅染の地に絵模様を染めるようになり加賀染と称した。加賀紋がいつ頃染められるようになったかは特定できないが、定紋に彩色絵を加えた紋付の小袖をも加賀染と称し、その加賀紋をも加賀染と呼んだのであろう。

御国染という名称は、当初加賀国内で用いられていたものであろうが、加賀染が広く知られるようになるととともに、加賀の御国染あるいは単に御国染という呼称が広まると考えられる。

その後加賀染は、地色が黒に限らずいろいろに染められ加賀友禅という名称につながるのであろうが、この問題は今後の課題としたい。

《引用文献》

- 1) 伊勢貞順『宗五大艸紙』群書類從第22輯武家部 pp. 582-589
- 2) 山崎青樹『草木染日本の色百二十色』美術出版 p. 279 (1982)
- 3) 『満済准后日記』続群書類從補遺 p. 202
- 4) 伊勢貞丈『貞丈雜記』東洋文庫444 平凡社 p. 150 (1987)
- 5) 前掲書1) p. 589
- 6) 松江重頼『毛吹草』岩波文庫 p. 158, 175 (1988)
- 7) 大阪絵具染料同業組合編『絵具染料商工史』大阪絵具染料同業組合 pp. 491-492 (1938)
- 8) 前掲書7) p. 492
- 9) 前掲書7) p. 492
- 10) 前掲書7) p. 492
- 11) 『小袖模様雑形本集成』学習研究社
- 12) 喜多川守貞『近世風俗志』(三) 岩波文庫 p. 158 (1999)
- 13) 前掲書12) p. 98
- 14) 前掲書12) p. 164
- 15) 三宅也来『万金産業袋』生活の古典双書5八坂書房 pp. 110-111 (1973)
- 16) 花岡慎一「加賀染の系譜」国立歴史民俗博物館研究報告第62集pp. 293-356 (1994)